

建設工事等に関する入札制度の改正について

平成 23 年度より、下記のとおり入札制度の改正を行いますのでご承知ください。

記

1. 最低制限価格制度の改正

(1) 改正の概要

予定価格 500 万円以上の算出基準

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3) \\ \times 1.05$$

また、これに伴い上限を現行の 8.5/10 から 9/10 に改正します。

上記の計算式は、工事区分（一般）の一般土木工事の算出基準です。工事区分（一般）は 6 種類、工事区分（水道事業）は 4 種類に分かれていますので注意してください。

予定価格 500 万円未満の算出基準

$$P = (\text{予定価格} \times 0.85) \times 1.05$$

(2) 適用期日

平成 23 年 4 月 1 日以降に指名（公告）する入札物件から適用します。

(3) その他

詳細は、HP 入札情報（建設工事・測量コンサル）の 6. 入札契約各種要綱・要領等に掲載する「大台町建設工事に係る最低制限価格の運用基準」を参照してください。

2. 発注基準の改正

(1) 改正の概要

土木一式工事（水道本管）

- ・土木一式工事（水道本管）の格付基準について、現行のランク数を 4 から 5 に細分化します。（E ランクの新設）
- ・C 及び D ランクの指名を行う金額について拡充します。

建築設計

- ・予定価格 100 万円未満の業務については、選定を行った業者のうち町内に本社を有する業者による指名競争入札とします。ただし、100 万円以上の業務については、従前どおり取り扱います。

(2) 適用期日

平成 23 年 4 月 1 日以降に指名（公告）する入札物件から適用します。

(3) その他

詳細は、HP 入札情報（建設工事・測量コンサル）の 6. 入札契約各種要綱・要領等に掲載する「建設工事等発注基準」を参照してください。

改正に伴い、土木一式工事（水道本管）の格付については、技術者要件の再確認の事務を行いますので希望する者にとっては、平成 23 年 3 月 17 日付の「土木一式工事（水道本管）の技術者要件の再確認について」を参照のうえ必要な書類を提出してください。

3 . 本件の問合せ先

総務課 TEL : 82-3781